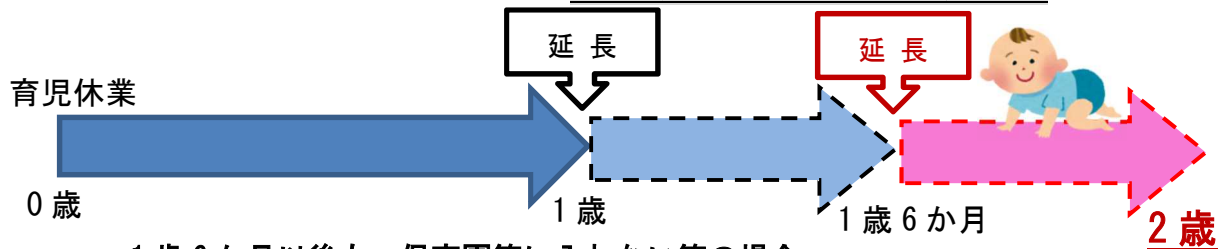


平成 29 年 10 月 1 日から 保育園などに入れない場合 ～子が 2 歳まで育児休業が取れる！ようになります～

内容 1

最長で 子どもが 2 歳まで 育児休業の再度の延長が可能に！

ただし、保育園等に入れない場合のみ



* 1 歳 6 か月以後も、保育園等に入れない等の場合

⇒ 会社に申し出る ⇒ **最長 子どもが 2 歳まで 再度の延長が可能**

* 育児休業給付金の給付期間も 子どもが 2 歳まで (詳細はハローワークへ)

内容 2

事業主の努力義務に！

：子どもが生まれる予定の労働者に、育児休業などの制度を知らせる

* 従業員やその配偶者の妊娠・出産を知った場合、個別に育児休業などの制度等を知らせる

内容 3

事業主の努力義務に！

：「育児目的休暇制度」の導入

* 育児目的休暇制度例

⇒ “配偶者出産休暇” “ファミリーフレンドリー休暇” “子の行事参加のための休暇” など



※各制度の詳細な内容は、**厚生労働省ホームページ**でご確認ください。

厚生労働省ホームページ



検索

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

※「育児休業給付金」については、お近くのハローワークまで、お問い合わせください。

◆規定の整備に係るご相談は随時お受けしています。どうぞ、お気軽に下記あてお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

千葉労働局 雇用環境・均等室 (〒260-8612 千葉市中央区中央 4-11-1)

電話：043-221-2307 FAX：043-221-2308